

2012年5月8日
出澤総合法律事務所

テーマ：保険約款の失効条項と消費者契約法 10 条

保険契約者が、約定の期間内に保険料の払込みがないときは「履行の催告なしに保険契約が失効する」との約款の条項に基づき保険契約が失効したとする保険会社に対し、同条項は消費者契約法 10 条の「信義則に反して消費者の利益を一方的に害するもの」なので無効と主張して、保険契約が存続していることの確認を求めた訴訟において、最高裁は、契約者の請求を認めた原判決を破棄し、約款の内容が消費者の権利保護を図るための一定の配慮をしていることに加え、失効前に契約者に対し督促を行う運用を確実にした上で約款を適用していれば、同法同条に該当しないとして、かかる運用を確実にしていたかなど、「消費者に配慮した事情」について審理を尽くさせるため、本件を原審に差し戻しました（H24.3.16 判決 最高裁 HP）。

(事実関係)

- (1) X（契約者）は、Y（保険会社）との間で、平成 16 年 8 月 1 日に医療保険契約を、平成 17 年 3 月 1 日に生命保険契約を、それぞれ締結した。これらの保険契約に関する約款においては、月払の保険料の弁済期と保険契約の失効に関して、次のような条項が定められていた。
- ① 第 2 回目以後の保険料は、毎月の初日から末日まで（払込期月）の間に払い込む。
 - ② 第 2 回目以後の保険料の払込みについては、払込期月翌月の初日から末日までを猶予期間とする。猶予期間内に払込みがないときは、契約は猶予期間満了日の翌日から失効する（失効条項）。
 - ③ 払込みがないまま猶予期間が過ぎた場合でも、未払の保険料と利息の合計額が解約返戻金の額を超えないときは、自動的に契約者に保険料相当額を貸し付けて契約を存続させる（自動貸付条項）。
 - ④ 契約者は、契約が失効した日から、医療保険契約の場合は 1 年以内、生命保険契約の場合は 3 年以内であれば、保険会社の承諾を得て、契約を復活させることができる（復活条項）。
- (2) X は、平成 18 年 7 月ころ特発性大腿骨頭壊死症と診断され、同年 11 月ころから治療を受けていた。
- (3) X は、振替口座の残高不足により、平成 19 年 2 月末日までに同年 1 月分の保険料を支払わなかった。医療保険契約に解約返戻金の定めはなく、生命保険の解約返戻金もこの時点では 0 円であった。
- (4) X は、Y に対し、平成 19 年 3 月 8 日に未払の保険料相当額を添えて契約復活の申込みをしたが、Y は、X の健康状態を主たる理由として復活の申込を承諾しないことを決定し、X に通知した。
- (5) 第 1 審は、失効条項に消費者契約法 10 条は適用されないなどとして、X の請求を棄却したが、原審（東京高裁 H21.9.30 判決）は、失効条項は同法条により無効であるとして、X の請求を認容した。

(判 断)

最高裁は、次のとおり判断して原判決を破棄し、「消費者に配慮した事情」について審理を尽くさせるため、本件を原審に差し戻した。

- (1) 失効条項は、保険料の払込みがされない場合に、その回数にかかわらず、履行の催告（民法541条）なしに契約が失効する旨を定めるものであるから、任意規定の適用による場合に比し、消費者である保険契約者の権利を制限するものである。
- (2) 本件保険契約のように、保険事故が発生した場合に給付が受けられる契約では、不払によって反対給付が停止されるようなこともないため、契約者が不払に気付かない事態が生ずる可能性が高く、このことを考慮すれば、履行の催告なしに契約が失効する旨の失効条項によって契約者が受ける不利益は、決して小さなものとはいえない。

しかしながら、本件保険契約においては、保険料の払込みが遅滞しても直ちに契約が失効するもの

ではなく、債務不履行の状態が一定期間内に解消されない場合に初めて失効する旨が明確に定められている上、上記一定期間は、民法541条により求められる催告期間よりも長い1か月とされている。加えて自動貸付条項が定められていて、長期間にわたり保険料が払い込まれてきた保険契約が1回の不払により簡単に失効しないようにされているなど、「保険契約者が保険料の不払をした場合にも、その権利保護を図るために一定の配慮がされているものといえる。」

さらに、Yにおいて、契約締結当時、不払があった場合に契約失効前に契約者に対して払込みの督促を行う態勢を整え、そのような運用が確実にされていたとすれば、通常、契約者は不履行に気付くことができると考えられる。「多数の保険契約者を対象とするという保険契約の特質をも踏まえると、本件約款において、保険契約者が保険料の不払をした場合にも、その権利保護を図るために一定の配慮をした上記イのような定め（自動貸付条項、復活条項）が置かれていることに加え、上告人（Y）において上記のような運用を確実にした上で本件約款を適用していることが認められるのであれば、本件失効条項は信義則に反して消費者の利益を一方的に害するものに当たらないものと解される。」

- (3) そうすると、失効条項について、Yが上記(4)のような運用を確実にしていたかなど、消費者に配慮した事情につき審理判断することなく、これを消費者契約法10条により無効であるとした原審の判断には、判決に影響を及ぼすことが明らかな法令の違反があるというべきである。

(解 説)

消費者契約法10条は、消費者と事業者との間で締結される契約（消費者契約）における、①民法等の任意規定を適用した場合に比べ、消費者の権利を制限し、又は消費者の義務を加重する条項であって、②信義則（民法1条2項）に反して消費者の利益を一方的に害するものは、無効とすると定めています。

約款の内容は当事者の合意として契約内容となりますので、本件では失効条項が、同条の適用により無効となるかが争点となり、①の要件の判断においては、原審、最高裁ともに、失効条項は、保険料の払込みがされない場合に、その回数に関わらず、民法541条に定める履行の催告なしに保険契約が失効する旨を定めるものであるとして、①の要件に該当すると判断しました。

これに対し、②の要件の判断においては、実務上保険料払込みの不履行があった場合に失効前に契約者に対して督促を行っていたとのYの主張に対する原審と最高裁の判断が分かれました。

原審は、「本件で問題となっているのは、本件無催告失効条項自体が消費者契約法10条の規定により無効となるかどうかであって、被控訴人（Y）が約款外の実務においてそのような措置をとっていることは、本件保険約款自体の有効性を判断する際に考慮すべきであるということとはできない」として、消費者契約法10条の判断方法として、「個別の当事者間における事情を捨象して、当該条項を抽象的に検討して判断すべきである」との判断を示しました。

これに対して、最高裁は、上記のとおり契約外でのYの措置が考慮要素となると判断した上で、実務上の運用の点など消費者に配慮した事情につきさらに審理を尽くさせるため、本件を原審に差し戻しました。

約款が利用される背景には、事業者が多数の消費者を対象に統一的な処理を行うために予め詳細な契約条項を定型化せざるを得ないという事情があります。本判決は、このような約款の特殊性を考慮し、消費者の権利保護に配慮した定めが約款に置かれていることに加え、消費者に生じうる不利益を回避する措置を運用において確実にした上で約款を適用していると認められれば、消費者契約法10条が適用されない場合があることを明らかにしました。

約款は、契約内容の団体処理の必要性などから「契約」としての有効性が認められています。しかし、事業者がその内容を一方的に決めることになるので、消費者保護の観点から、消費者に有利に解釈される傾向があります。本件最高裁判決は、消費者契約法10条の判断には、約款の規定に加え、約款の運用の実態も考慮の対象とするものですが、消費者保護を厚く考えていること自体は疑いようもありません。事業者が一方的に内容を定める消費者契約において、注意すべきポイントです。

以上